別　表

受験地、申込用紙等交付場所及び受験申込受付場所

受験地	申込用紙等交付場所・受験申込受付場所	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第二合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎	022(263)1111
新潟県 栃木県 埼玉県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都 神奈川県	東京国税局人事第二課	100―8102	千代田区大手町１丁目３番３号　大手町合同庁舎３号館	03(3216)6811
石川県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	①（申込用紙等の交付及び郵送による受験申込みの受付場所） 名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
	②（持参による受験申込みの受付場所） 名古屋第二国税総合庁舎１階会議室㈱	―	名古屋市中区三の丸３丁目２番４号　名古屋第二国税総合庁舎	―
大阪府	①（申込用紙等の交付及び郵送による受験申込みの受付場所） 大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第三号館	06(6941)5331
	②（持参による受験申込みの受付場所） ＯＭＭビル地下１階㈱	―	大阪市中央区大手前１丁目７番31号	―
広島県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎１号館	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

㈱　②では、郵送による申込用紙等の請求及び郵送による受験申込みは、一切受け付けない。
なお、②が開設される５月17日（火）から５月27日（金）までの間(土曜日及び日曜日は除く。)に限り、②においても来場した者に対して申込用紙等の交付を行う。

公　告

諮　事　項

工場財団

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号**株式会社赤阪鉄工所**の工場財団に静岡県焼津市中港四丁目282番地１株式会社赤阪鉄工所焼津工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年４月18日

静岡地方法務局焼津出張所

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号**株式会社赤阪鉄工所**の工場財団に静岡県焼津市中港四丁目315番地株式会社赤阪鉄工所焼津工作工場及び静岡県焼津市柳新屋670番地株式会社赤阪鉄工所鋳造工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年４月18日

静岡地方法務局焼津出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年４月８日から２年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年４月18日

札幌法務局長　亀田　　哲

記

氏名　山崎　宏康
所属する司法書士会　札幌司法書士会
登録番号　札幌第519号
事務所の所在地　札幌市東区北33条東16丁目１番11号三友ビル２Ｆ
違反行為　受託事件の放置等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エッチ・アール・アイ
２．住所　京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地の１
３．代表者の氏名　洞　　正人
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第61号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月18日

近畿財務局長　山崎　穣一

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等に係る公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定により、次のとおり公告する。

１．登録番号　関東財務局長（金商）第1674号
２．名称　株式会社アワード
３．営業所　東京都中央区日本橋小網町３―18
４．上記の業者については、営業所の所在地が確知できないため、当該業者は平成23年５月18日までに関東財務局理財部証券監督第２課あて申し出をされたい。
５．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

平成23年４月18日

関東財務局長　森川　卓也

団体営渡良瀬川中央邑楽東部第１土地改良事業の同意の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第１項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、栃木県栃木市並びに群馬県館林市及び邑楽郡板倉町の各長から協議のあった、栃木県及び群馬県の区域の一部を地区する団体営渡良瀬川中央邑楽東部第１土地改良事業（維持管理）の施行については、同法第96条の２第５項において準用する同法第10条第１項の規定に基づき、平成23年３月23日同意したので、同法第96条の２第７項の規定により公告する。

平成23年４月18日

関東農政局長　宮本　敏久